

JIS

呼吸用保護具の選択，使用及び保守管理方法

JIS T 8150 : 2021

(JSAA/JSA)

令和 3 年 5 月 25 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
(委員)	緒方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会
	木村 俊 夫	公益社団法人日本アイソトープ協会
	釘宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	小松 克 行	公益社団法人日本保安用品協会
	利岡 和 範	日本安全靴工業会
	根岸 公一郎	株式会社千代田テクノル
	野原 由樹子	一般社団法人日本防護服協議会
	堀田 光 乃	建設業労働災害防止協会
	山田 崇 裕	近畿大学

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：昭和 60.7.15 改正：令和 3.5.25

官 報 掲 載 日：令和 3.5.25

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部化学物質対策課環境改善室 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 略語	6
5 呼吸用保護具を使用する必要がある状況	6
6 呼吸用保護具プログラム	6
6.1 一般	6
6.2 呼吸用保護具プログラムの要素	6
6.3 役割及び責任	7
6.4 呼吸用保護具プログラムの実施	8
7 リスク評価及び呼吸用保護具の選択	8
7.1 一般	8
7.2 選択手順－フローチャート	9
7.3 選択手順	15
7.4 フィットテスト	22
7.5 トレーニング	23
7.6 使用	23
7.7 保守管理手順	27
7.8 保管	28
7.9 プログラムの見直し	28
7.10 記録及びその保管	28
附属書 A (参考) 呼吸用保護具の種類及び構成品	30
附属書 B (参考) 呼吸用保護具選択のための有害性評価 (HAZ ASM)	41
附属書 C (参考) 妥当性評価 (ADE ASM)	43
附属書 D (参考) 適切性評価 (SU ASM)	46
附属書 E (参考) 呼吸用保護具に用いる中圧圧縮空気及び高圧圧縮空気	55
附属書 F (参考) 保守管理	57
附属書 G (参考) プログラムの再検討	58
附属書 H (参考) バイオエアロゾルのための呼吸用保護具の選択	59
附属書 I (参考) 呼吸用保護具の体系	60
附属書 J (参考) 選択記録様式の例	61
附属書 K (参考) TIL から防護レベルへの移行：安全係数導出の論理的根拠	66
附属書 JA (参考) 呼吸用保護具の系統図	67
附属書 JB (規定) 呼吸用保護具の指定防護係数	69

	ページ
附属書 JC (規定) 指定防護係数に関する技術資料	71
附属書 JD (規定) フィットテスト手順	74
参考文献	90
附属書 JE (参考) JIS と対応国際規格との対比表	91
解 説	105

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8150:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法

Guidance for selection, use and maintenance of respiratory protective devices

序文

この規格は、2016年に第1版として発行されたISO/TS 16975-1、及び2017年に第1版として発行されたISO 16975-3を基とし、JIS体系を維持するため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、附属書JA～附属書JDは、対応国際規格であるISO/TS 16975-1にはない事項である。附属書JDは、もう一つの対応国際規格であるISO 16975-3を基として作成したものである。また、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JEに示す。

この規格は、呼吸用保護具プログラムを策定し、それを実施するための基本的な要求事項を含んでいる。また、リスク評価、選択手順、トレーニング、使用及び保守管理に関する情報を含んでいる。附属書は、このようなプログラムを実施するときに、必要となる規定事項及び参考となる情報を与える。

1 適用範囲

この規格は、呼吸用保護具（附属書JA参照）を通常の作業で使用する場合の呼吸用保護具プログラムの策定及び実施に関わる責任者の参考となる情報を規定する。

この規格は、水中で使用する呼吸用保護具、航空機で使用する呼吸用保護具、医療用救命人工呼吸器及び酸素吸入器のための呼吸用保護具プログラムには適用しない。

警告 呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理を適切に行わない場合は、障害若しくは病気が生じるか、又は死亡に至ることがある。

注記1 この規格では、ISO 17420シリーズで規定しようとしている特殊用途の呼吸用保護具プログラムは対象としない。

注記2 この規格の情報は、法令作成の一助として使用できるが、法令に優先するものではない。

注記3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/TS 16975-1:2016, Respiratory protective devices – Selection, use and maintenance – Part 1: Establishing and implementing a respiratory protective device programme

ISO 16975-3:2017, Respiratory protective devices – Selection, use and maintenance – Part 3: Fit-testing procedures (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。